

野川第一・第二調節池地区自然再生事業に伴う維持管理等に関する覚書

一級河川「野川」を管理する東京都北多摩南部建設事務所（以下「甲」という。）と野川第一・第二調節池地区自然再生事業（以下「自然再生事業」という。）の事業対象地区を維持管理する市民団体「野川自然の会」（以下「乙」という。）とは、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 この覚書は、甲と乙とが、野川第一・第二調節池地区において、かつてあった水のある豊かな自然環境を再生し、多様な生き物の生息空間を再生するとともに人が自然にふれあう場を提供するため、適正な維持管理等を行うことを目的とする。

（対象地区）

第 2 条 対象地区は、野川第一・第二調節池地区自然再生事業の事業対象地区（別添図）とする。

（役割分担）

第 3 条 甲及び乙は、自然再生事業の事業対象地区について次のような役割を分担するものとする。

(1) 甲は、次に掲げる事項を行う。

- ① 自然再生事業の事業対象地区の基盤整備
- ② 維持管理のうち、専門的な事項および河川施設としての機能上必要な事項
- ③ 広報活動および専門的モニタリング

(2) 乙は、次に掲げる事項を行う。

- ① 自然再生事業の事業対象地区の環境整備
- ② 維持管理のうち、前項②を除いた事項
- ③ 簡易な広報活動およびモニタリング

（用語の定義）

第 4 条 この覚書において「基盤整備」とは、自然再生事業で整備する田んぼ、湿地、池、ため池、草地、水路、雨水貯留池、取水施設並びに看板、観察用通路・デッキ、転落防止柵等の利用付帯施設及び活動支援施設の整備をいう。

2 この覚書において「環境整備」とは、自然再生事業で整備する田んぼ、湿地、ため池、水路、各施設の日常のかつ簡易な整備をいう。

3 この覚書において「維持管理」、「専門的な事項および河川施設としての機能上必要な事項」は、次のとおりとする。

維持管理項目		主な内容	箇所	専門的な事項及び河川施設としての機能上必要な事項
陸上	植生管理	伐採、除草等	草地等	河川本川及び調節池（一部）等の伐採、除草等
	形状維持	池等の際の補修等	池際、湿地際等	大規模補修等
水中	植生管理	水生植物の伐採・刈取り、除草、間引き等	池、湿地、田んぼ周辺、水路 等	
	底質管理	浮泥の除去、ヨシ等の枯葉枯茎の除去等	池、湿地、田んぼ周辺、水路 等	
環境管理	水管理	ため池からの導水量の調整、湿地・池の水深等導水した水に関する管理	水路、田んぼ、湿地、等	
		日常的な水量調整のためのバルブ等の操作	堤内地側バルブ等	
		出水時の野川に面したゲート等の操作・確認	野川側ゲート	出水時の野川に面したゲート等の操作・確認
施設管理	取水施設等の管理	取水口のゲート等の管理・修繕	取水施設	取水口のゲート等の管理・修繕
	活動支援施設	日常的な清掃、日常的な維持管理（電球交換等）		
		施設の補修（塗装、雨漏対策等）		大規模補修等
	利用促進施設	木道、観察台等の補修	湿地、池際等	木道、観察台等の補修
外来種	外来種対策	状況により外来種の駆除等		広域的な駆除等

注：池は、ため池とどじょう池も含む

（費用負担）

第5条 甲及び乙は、自然再生事業の事業対象地区の維持管理を行うにあたり、前条に定める役割分担に関わる費用をそれぞれ負担するものとする。ただし、特別な事由に限り、甲乙協議の上、乙負担の一部を甲の負担とすることができる。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、モニタリング及び管理に関する事項の情報交換を行い、協議調整を図りながら維持管理を実施するものとする。

（安全管理）

第7条 乙が行う第3条に基づく事項の実施にあたっては、乙は調節池の治水機能を損なわないように努め、かつ参加者及び一般利用者への安全性の確保のために、必要な対策を講ずるものとする。

(事故等の報告及び対応)

第 8 条 乙は、乙の活動中に河川管理上支障のある事故等が起きたときは、直ちに甲へ報告するものとする。

2 乙は、乙の活動中にかかわる自損事故及び第三者との紛争については、乙の責任において解決するものとする。

(資機材の貸与)

第 9 条 甲は、乙が第 3 条に定める事項を実施するにあたって、必要を認めた資機材を乙に貸与することができる。

2 乙は、貸与された資機材を、責任をもって管理し、使用しなくなった場合または乙が第 10 条に基づき覚書を解除したときは、甲に返還するものとする。

(覚書の解除)

第 10 条 甲は、この覚書の内容が適正に実行されていないと認めたときは、乙と協議のうえ、この覚書を解除することができる。

2 乙は、この覚書の内容を実施しがたいと判断したときは、覚書の解除を甲に申し出ることができる。

(その他)

第 11 条 この覚書に定めのない事項またはこの覚書の解釈に擬義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 19 年 7 月 10 日

甲 東京都北多摩南部建設事務所所長

石 川 進

乙 野川自然の会 代表

岩 村 沢 也